

第30回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成19年6月20日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 日 時

平成19年7月30日（月）午後1時30分から

2 場 所

京都ガーデンパレス 2階「葵」

（京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605番地 電話 411-0111）

3 議事事項

- (1) 計議第128号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）＜納屋町商店街地区地区計画の決定＞
- (2) 計議第129号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）＜太秦東部地区地区計画の決定＞
- (3) 計議第130号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定について（京都市決定）＜一条山地区地区計画の決定＞
- (4) 計議第131号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更について（京都市決定）＜伏見西部地区土地区画整理事業の変更＞
- (5) 計議第132号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更について（京都市決定）＜3・4・102三栖淀線他2路線の変更＞
- (6) 計議第133号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（京都市決定）＜二条駅地区地区計画の変更（規

定整備) >

(7) 計議第134号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について(京都市決定) <山科駅地区地区計画の変更(規定整備) >

(8) 計議第135号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について(京都市決定) <竹田藁屋町油小路通沿道街区地区地区計画の変更(規定整備) >

(9) 計議第136号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について(京都市決定) <瓜生山学園地区地区計画の変更(規定整備) >

#### 4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

10人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

#### 5 問い合わせ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)